

災害時避難行動要支援者における
個別避難計画のQ & A

令和6年12月
飯田市

1 個別避難計画の作成全般について

NO.	質問	回答
1	個別避難計画は必ず作成しなければならないのですか。	必ず作成しなければならないものではありません。 ご本人やご家族の同意のもとに作成するものになりますが、災害時又は災害発生の恐れがある場合の避難支援の実効性を高めることが期待されるため、可能な限り作成をお願いしているものです。
2	個別避難計画を作成すれば、必ず助けてくれるのですか。	個別避難計画を作成することで、地域や避難支援等実施者の共助の意識は高まりますが、必ずしも支援を保証するものではありません。 また、避難支援等実施者ができる範囲で支援を行うものであり、法的な責任や義務を負うものでもありません。
3	作成した個別避難計画は、どのように活用されるのですか。	行政、警察、消防署、まちづくり委員会、自主防災組織、民生児童委員などの避難支援等の関係者に共有され、平時には、避難訓練に活用するなど、計画の実効性を高めていきたいと考えています。
4	個人情報を守られますか。	作成した計画の個人情報は避難支援等の関係者以外には公開されません。災害対策基本法に「秘密保持義務」が規定されており、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報提供を受けた関係者等は、知り得た情報を漏らしてはならないとされています。
5	なぜ個別避難計画を作成するのですか。	近年多発している自然災害において、高齢の方や障がいを持つ方が被害に遭う割合が多いことから、あらかじめ「避難場所」や「避難方法」、「避難等を支援する方」を決めておくことで、避難や安全確保の可能性を高めるために作成します。
6	個別避難計画作成の対象者について教えてください。	下記の①～③のいずれかに該当する方で、自宅にお住まいの方を対象者として抽出しています。 ① 要介護度3～5の方 ② 障害支援区分4～6の方 ③ 医療的ケア者または医療的ケア児
7	個別避難計画に掲載される情報はどのような内容ですか。	飯田市の個別避難計画には下記の内容が掲載されます。 ① ご自身の氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、避難する際に必要な支援の内容 など ② ご自身が避難する場所、避難のタイミング、避難場所までの経路 など ③ 避難等を支援いただく方（避難支援等実施者）の氏名、住所、連絡先、できる支援の内容 など
8	個別避難計画はどのように作成すればよいのですか。	個別避難計画を作成する対象の方については、担当の福祉専門職（ケアマネジャーや相談支援専門員）の方がご自宅を訪問して、作成のお手伝いをさせていただきます。 飯田市では、飯田防災アプリ「結防（ゆいぼう）」を活用して個別避難計画を作成します。
9	アプリを用いて個別避難計画を作成するのですか。	有事の際に関係者が計画をすぐに確認できる点、安否確認がアプリを通じて行える点なども踏まえて、飯田市ではアプリで作成することにしました。

		<p>ただし、スマートフォンやタブレットを所有していない、扱えない、操作に慣れていないなどの事情もありますので、それらも含めて福祉専門職の方が支援させていただきます。</p> <p>また、完成した個別避難計画は、紙ベースでもお渡ししますので、スマートフォンを持っていない、扱えないなどの事情がある方もご安心ください。</p>
10	サービス付き高齢者住宅やグループホームに入所されている方は対象者になりますか。	<p>計画作成対象者は、在宅で生活をしている方を対象としますので、サービス付き高齢者住宅や障がいのグループホーム等の施設を利用されている方は個別避難計画の作成対象外となります。</p>

2 避難支援等実施者について

NO.	質問	回答
1	避難支援等実施者が行う避難支援とは、具体的にどのようなことですか。	<p>災害時や災害発生の恐れがある際の早めの避難の呼びかけ、避難誘導、災害発生時の安否確認等を指します。</p> <p>ただし、上記の状況下においては誰もが被災者や避難者になりますので、避難支援等実施者が責任を負うものではありません。ご自身やご家族の身の安全を確保したうえで、可能な範囲での支援をお願いします。</p>
2	避難支援等実施者はどのように決めればいいのか。	<p>避難支援等実施者は、できるだけ迅速に対応し、対象者が避難行動を起こすことが重要です。したがって、家族や近親者、隣近所の顔見知りの方や同じ組合の方など、なるべく身近な方々に、了解を得たうえで避難支援等実施者になっていただくことが望まれます。</p> <p>また、この制度は、地域による助け合いという共助の精神に基づくものであるため、避難支援等実施候補者への依頼は、ご本人やご家族からご依頼いただくことが基本です。</p>
3	避難支援等実施者が選任できない場合はどうするのでしょうか。	<p>避難支援等実施者については、親族に限らず、友人・知人・近隣住民など、避難支援の内容に応じて幅広く検討いただければと思います。そういった検討をしたにもかかわらず避難支援等実施者を選任できない場合は、飯田市の担当者が地域の関係者等に相談し、支援いただける候補者を選定できるように努めます。</p>
4	避難支援等実施者は同居の家族でもいいのでしょうか。	<p>同居の家族の方も避難支援等実施者として安否確認や避難誘導していただけますので、避難支援等実施者として選任できます。</p>
5	民生児童委員は避難支援等実施者になることができますか。	<p>民生児童委員本人が可能であると判断すれば避難支援等実施者になっていただくことは可能です。</p> <p>ただし、各地区の民生児童委員が充足しているわけではなく、複数の方の避難支援等実施者を引き受けてしまうと、多くの負担がのしかかることとなりますので、積極的な考えではありません。</p> <p>民生児童委員が避難支援等実施者を引き受ける場合は、民生児童委員の役職として引き受けるのではなく、近隣のつながり等の中で、あくまで「個人」として引き受けることが望ましいと考えます。</p>

6	担当の福祉専門職（ケアマネジャーや相談支援専門員）が避難支援等実施者になることはできますか。	災害時や災害発生の恐れがある際に、福祉専門職の方が個々の利用者に声掛けや避難支援を行うことは限界があると考えられることから、積極的な考えではありません。 一方、災害発生時に事業継続できる場合には、可能な範囲で個別訪問や電話等による早期の状態把握を通じ、居宅サービスの実施状況を把握することが望めますので、安否確認等について福祉専門職が可能であると判断される場合は、避難支援等実施者となることを妨げるものではありません。
7	避難支援等実施者は個人でなければならないのでしょうか。	避難支援等実施者は個人である必要はありません。組織や団体を避難支援等実施者として登録することも可能です。 最終的に避難支援等実施が見つからない場合は、組織や団体に担っていただくことができないかの依頼をしていくことも想定しています。
8	避難支援等実施者の住んでいる場所は、どの範囲まで想定していますか。	遠方者であっても避難を促す伝達や安否確認は可能であると想定していますので、県外在住者でも避難支援等実施者になることは可能です。 ただし、避難支援や状況把握の観点から、1人以上は近隣（市内）の避難支援等実施者を選定することが望ましいと考えます。
9	「避難支援」は具体的にどのような内容があるのですか。	具体的な支援内容は大きく分けて下記の3つに分類されます。 ①「情報伝達」…危険が差し迫っている状況や警戒レベルの情報等を伝達いただく支援です。直接訪問の他、電話等での伝達も考えられますので、遠方の方でも可能です。 ②「安否確認」…災害発生時や災害が発生する恐れがある場合に、安否をいち早く確認し、避難や支援が必要な場合は、避難行動につなげる支援です。直接訪問の他、電話等での確認も考えられますので、遠方の方でも可能です。 ③「避難行動」…災害発生時や災害が発生する恐れがある場合に、できる範囲内で避難支援を行っていただきます。直接訪問できる方が行う支援です。
10	そもそも行政（警察や消防）が救助に行けばいいのではないですか。近隣の方を避難支援等実施者に選定する必要はあるのでしょうか。	大規模災害時には行政も被災し、すぐに避難支援にかけつけることができません。また、インフラの早期復旧や二次災害（火災等）の防止に努める必要があるため、行政の支援には限界が生じてきます。 実際に、過去の全国の災害事例をみると、救助された方の8割ほどは近隣住民による救助でした。そのため、共助の一環として、平常時から要支援者の情報を共有し、地域での避難支援の実効性を高める取り組みを行っていきます。

3 避難先について

NO.	質問	回答
1	ハザードマップで確認すると一番近い指定避難所でも、自宅から数km離れてしまう所にしかありません。避難	洪水や土砂災害などの場合、広範囲に被害が及ぶこともあるため、最悪のケースを想定して、被害が生じない区域の避難場所を設定しておく必要があります。 なお、ハザードマップ上の危険を確認することが前提ですが、浸水区域外等への避難が現実的に難しい場合は、公共施設や指定避難所に限

	場所は指定避難所であればなりませんか。	らず、自宅高層階への移動や安全な親族や知人宅等も避難場所となり得ます。要支援者に合わせた避難場所を記載するようお願いします。
--	---------------------	--

4 飯田防災アプリ「結防」^{ゆいぼう}について

NO.	質問	回答
1	なぜアプリを使って個別避難計画を作成するのでしょうか。	避難計画作成や管理の効率化のためです。 どこからでもデータを入力することで、データの一元化を図ることができ、今回の目的の一つでもある関係機関との情報共有が容易になります。また、ひとつのデータを関係者が見れることで、情報更新の時点錯誤も生じません。 スマートフォンやタブレットを所有していない、扱えない方であっても、最終的に完成した紙ベースの個別避難計画をお渡ししますのでご安心ください。
2	飯田防災アプリにログインするために必要なメールアドレスを所持していない場合はどうすればよいのでしょうか。	スマートフォン等を所持していない方やメールアドレスを持っていない方は、ログイン用のIDとパスワードを発行し、それらを用いてログインする方法があります。 スマートフォンやタブレットは所有しているが、メールアドレスがないためログインできないという方は、飯田市福祉課までご連絡ください。
3	アプリはどうやってダウンロードするのでしょうか。	【Androidのスマートフォン・タブレット】 アプリ「Playストア」をタップし、「検索」から『飯田市』又は『結防』 ^{ゆいぼう} と検索し、インストールしてください。 【iPhoneまたはiPad】 アプリ「App Store」をタップし、「検索」から『飯田市』又は『結防』 ^{ゆいぼう} と検索し、インストールしてください。
4	パソコンでもアプリの入力はできますか。	スマートフォン、タブレット用に制作されたアプリになりますので、パソコンで入力することはできません。